

新	既	備考
<p data-bbox="300 517 537 544">高知県水道水質管理計画</p> <p data-bbox="352 994 483 1070"><u>令和2年9月</u> 高知県</p> <p data-bbox="395 1330 440 1357">目次</p> <p data-bbox="245 1379 564 1693"> 1 基本方針 2 水質検査 3 水質監視 4 その他 (1) 連絡調整体制 (2) 水質検査担当者の技術向上 (3) 精度管理 </p>	<p data-bbox="678 517 916 544">高知県水道水質管理計画</p> <p data-bbox="727 663 863 689"><u>平成19年度</u></p> <p data-bbox="764 1043 831 1070">高知県</p> <p data-bbox="775 1330 820 1357">目次</p> <p data-bbox="625 1379 944 1693"> 1 基本方針 2 水質検査 3 水質監視 4 その他 (1) 連絡調整体制 (2) 水質検査担当者の技術向上 (3) 精度管理 </p>	

<p>1 基本方針</p> <p>高知県では、平成6年度に高知県水道水質管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成19年度に第1回改定）して、水道事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）による適正かつ計画的な水質検査を実施するとともに、広域的観点から水道原水の水質監視に努めてきたところである。</p> <p>しかしながら、市町村合併が進んだことによる水道事業者の検査体制の再構築、国の通知（令和2年3月30日付け衛水第270号「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」）を反映、さらには、「高知県水道ビジョン（令和2年3月）」策定を契機に、「安全な水道」への取組意識向上を図る必要が生じている。</p> <p>以上のことから、水道事業者等の水道水質に係る管理の状況を踏まえ、たとえば、水道水質の一層の安全性の確保と万一の水質汚染事故等発生時においても迅速かつ確な対応が</p>	<p><u>高知県水道水質管理計画</u></p> <p>1 基本方針</p> <p>高知県では、平成6年度に高知県水道水質管理計画（以下「計画」という。）を策定して、水道事業者による適正かつ計画的な水質検査を実施するとともに、広域的観点から水道原水の水質監視に努めてきたところである。</p> <p>しかしながら、計画策定後12年を計画し、その間、消毒副生成物等新たな化学物質による問題、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原性微生物の問題など新たな水道水質に係る問題が提起されたこと、世界保健機関（WHO）において飲料水水質ガイドラインの改定に係る検討が進められたこと、さらに、規制緩和や公益法人改革の流れの中、水質検査機関のあり方についても検討をすべきことを求められたことから、平成15年には、新たな水質基準が制定されるとともに水質検査機関等のあり方も指定制から登録制に改められた。</p> <p>以上のことから、水道水質の一層</p>	<p>計画名の表示削除</p> <p>平成19年の改訂を追記</p> <p>水道事業者等の定義付け</p> <p>市町村合併等今回の改訂理由を追記</p>
---	--	---

<p>可能な体制を確立するため、10年間(令和2年度～令和11年度)を計画期間とし、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項、その他の事項について定めるものとする。</p> <p>なお、計画期間内においても、法令の改正や社会状況の変化等により、必要に応じ見直しを行うものとする。</p> <p>2 水質検査</p> <p>水質検査は、水道事業者等が水質検査を行うための施設を自ら設置することにより行うものとする。ただし、小規模な水道事業者等で単独で検査施設を設置することが困難である等の事情がある場合は、数事業者等が共同で検査施設を設置する等の方法を講じるか、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)に委託して行うものとする。</p> <p>水道事業者等の検査の委託の状況及び今後の方針は、別表第1のとおりである。</p> <p>水道事業者等は、水質検査における基準超過、水質汚染事故その他人の健康を害する恐れがあると判断される事故等(以下「基準超過等」という。)が発生した場合に備えて、速やかにその原因を究明し、適切な対策を講じるための体制を整備するものとする。</p> <p>3 水質監視</p> <p>水質監視は、原水について行うこ</p>	<p>の安全性の確保と万一の水質汚染事故等発生時においても迅速かつ的確な対応が可能な体制を確立するため、10年間を計画期間とし、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項、その他の事項について定めるものとする。</p> <p>なお、計画期間内においても、法令の改正や社会状況の変化等により、必要に応じ見直しを行うものとする。</p> <p>2 水質検査</p> <p>水質検査は、水道事業者等が水質検査を行うための施設を自ら設置することにより行うものとする。ただし、小規模な水道事業者等で単独で検査施設を設置することが困難である等の事情がある場合は、数事業者等が共同で検査施設を設置する等の方法を講じるか、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うものとする。</p> <p>水道事業者等の検査の委託の状況及び今後の方針は、別表第1のとおりである。</p> <p>水道事業者等は、水質検査における基準超過、水質汚染事故その他人の健康を害する恐れがあると判断される事故等(以下「基準超過等」という。)が発生した場合に備えて、速やかにその原因を究明し、適切な対策を講じるための体制を整備するものとする。</p> <p>3 水質監視</p> <p>水質監視は、原水について行うこ</p>	<p>計画期間を県ビジョンに合わせる</p> <p>別表第1は、情報更新</p>
--	--	--

<p>とを原則とするが、消毒副生成物については当該水質監視地点に係る給水栓について行うものとし、水質監視地点は、県内全域の水質に配慮するとともに、表流水については大規模に取水している主要水系を、地下水については、取水量の多い地域を対象に選定し、当該水系又は地域から取水している別表第2に掲げる大規模水道事業者等が中心となって、継続的に行うものとする。</p> <p>水質監視の実施項目は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く）及び、以下に掲げる項目を参考に地域の実情に応じて必要となる項目について適宜実施すること。</p> <p>ア 原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる別表第3に示す項目</p> <p>イ 平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、毒性評価の定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理された別表第4に示す要検討項目</p> <p>なお、水質監視の実施と合わせて、水道原水の全項目検査を実施するよう留意する。</p> <p>ウ 平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知別添1（水質管理目標設定項目）に掲げる農薬類の選定にあたっては、同通知別添2に掲げる農薬類のほ</p>	<p>とを原則とするが、消毒副生成物については当該水質監視地点に係る給水栓について行うものとし、水質監視地点は、県内全域の水質に配慮するとともに、表流水については大規模に取水している主要水系を、地下水については、取水量の多い地域を対象に選定し、当該水系又は地域から取水している別表第2に掲げる大規模水道事業者等が中心となって、継続的に行うものとする。</p> <p>水質監視の実施項目は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く）及び、以下に掲げる項目を参考に地域の実情に応じて必要となる項目について適宜実施すること。</p> <p>ア 原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる別表第3に示す項目</p> <p>イ 平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、毒性評価の定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理された別表第4に示す要検討項目</p> <p>なお、水質監視に係る採水地点、検査頻度、時期、検査項目等については、水道事業者が水質検査計画において定めるものとする。</p>	<p>別表第2は、基本的には変更ないが、市町村に確認し、住所が誤っている部分を修正</p> <p>国の通知に併せ、「ウ」を追記</p>
---	---	---

<p>か、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める要検討農薬類(別表第5)及び測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いその他農薬類(別表第6)</p> <p>なお、水質監視に係る採水地点、検査頻度、時期、検査項目等については、水道事業者が水質検査計画において定めるものとする。</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(1) 連絡調整体制</p> <p>本計画を円滑に実施し、水質事故等に迅速かつ的確に対応するために、関係行政機関及び水道事業者等による連絡調整体制を整備し、定期的に情報交換等の機会を設けるものとする。</p> <p>連絡調整体制の構成メンバーのそれぞれの役割分担は、次のとおりとする。</p> <p>ア 水道事業者等</p> <p>基準超過等が発生した場合は、直ちに水道行政を所管する福祉保健所及び県健康政策部食品・衛生課に報告するものとする。</p> <p>イ 県福祉保健所</p> <p>水道事業者等から基準超過等の連絡を受けた場合は、関係機関に連絡するとともに、適切な助言及び指導をするものとする。</p> <p>ウ 県健康政策部食品・衛生課</p> <p>厚生労働省、福祉保健所等行政機関、水道事業者等関係機関の連絡調整及び情報提供を行う。</p> <p>(2) 水質検査担当者の技術向上</p>	<p>4 その他の事項</p> <p>(1) 連絡調整体制</p> <p>本計画を円滑に実施し、水質事故等に迅速かつ的確に対応するために、関係行政機関及び水道事業者等による連絡調整体制を整備し、定期的に情報交換等の機会を設けるものとする。</p> <p>連絡調整体制の構成メンバーのそれぞれの役割分担は、次のとおりとする。</p> <p>ア 水道事業者等</p> <p>基準超過等が発生した場合は、直ちに水道行政を所管する保健所及び県健康政策部食品・衛生課に報告するものとする。</p> <p>イ 県保健所</p> <p>水道事業者等から基準超過等の連絡を受けた場合は、関係機関に連絡するとともに、適切な助言及び指導をするものとする。</p> <p>ウ 県健康福祉部食品・衛生課</p> <p>厚生労働省、保健所等行政機関、水道事業者等関係機関の連絡調整及び情報提供を行う。</p> <p>(2) 水質検査担当者の技術向上</p>	<p>現在の部署名に修正</p>
---	---	------------------

<p>県及び水道事業者等は、水質検査及び水質監視が適切に行われるために、水質検査担当者の技術向上に必要な研修等に配慮するものとする。</p> <p>なお、検査を外部委託する水道事業者にあっても、職員が検査データ信頼性を判断できるよう、自主的な取組を行う。</p> <p>(3) 精度管理</p> <p>自ら水質検査を行う水道事業者は、水質検査の信頼性確保に向けた取組について検査計画で定め、国の実施する外部精度管理に積極的に参加するよう努める。</p> <p>また、外部精度管理の結果について、登録検査機関との意見交換の実施等により、職員の技術習熟及び検査精度の向上に努める。</p>	<p>県及び水道事業者等は、水質検査及び水質監視が適切に行われるために、水質検査担当者の技術向上に必要な研修等に配慮するものとする。</p> <p>なお、検査を外部委託する水道事業者にあっても、職員が検査データ信頼性を判断できるよう、自主的な取組を行う。</p> <p>(3) 精度管理</p> <p>自ら水質検査を行う水道事業者は、水質検査の信頼性確保に向けた取組について検査計画で定め、国の実施する外部精度管理に積極的に参加するよう努める。</p> <p>また、外部精度管理の結果について、法第20条登録検査機関との意見交換の実施等により、職員の技術習熟及び検査精度の向上に努める。</p>	<p>その他、国の通知に基づき、水質監視地点の概略図を作成。</p> <p>別表第2の住所・部署名等修正</p>
--	---	--